

Q 民生委員・児童委員、
主任児童委員の身分は？

民生委員法、児童福祉法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員です。
無報酬ですが、活動に必要な交通費や、電話代などが活動費として支給されています。

Q 民生委員・児童委員、
主任児童委員の任期は？

任期（委嘱される期間）は3年です。
ただし、再任も可能です。

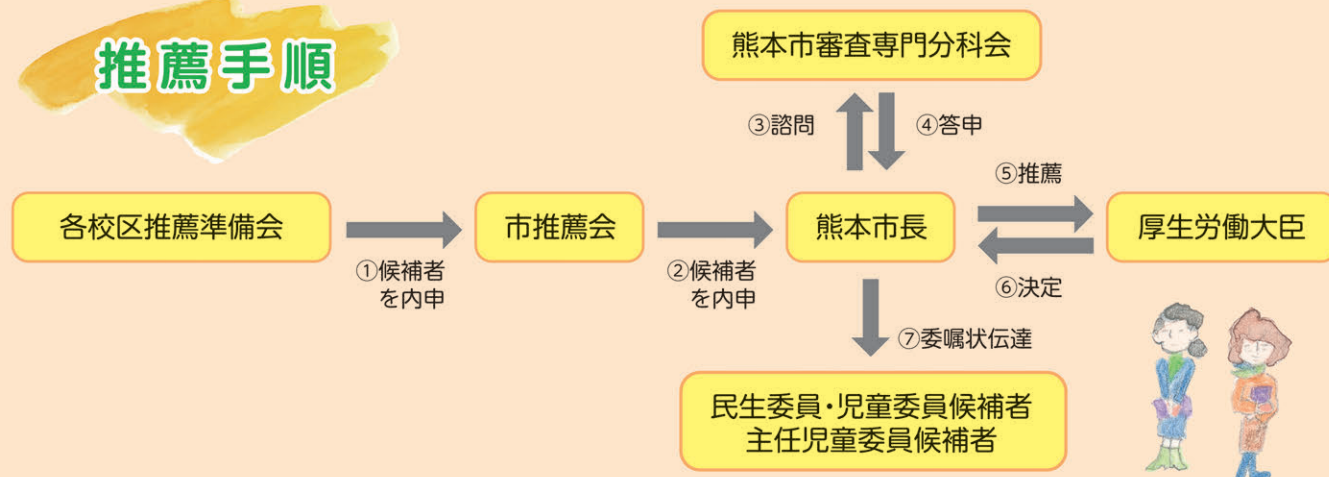
Q 民生委員・児童委員、
主任児童委員の年齢は？

委嘱日時時点で、下記の年齢であることが要件となっています。
〔民生委員・児童委員〕 18歳以上 75歳未満
〔主任児童委員〕 18歳以上 65歳未満

Q どういう人たちが
民生委員・児童委員、
主任児童委員として
活動しているの？

その地域の実情をよく知り、常に住民の立場に立って相談に応じることができ、福祉活動またボランティア活動などに理解と熱意があるなど、いくつかの要件を満たす人のなかから選ばれています。選考にあたっては、下記のとおり公正な手続きを経て、推薦・委嘱されます。

推薦手順



熊本市役所・区役所

健康福祉政策課	TEL：096-328-2340
中央区役所福祉課	TEL：096-328-2312
東区役所福祉課	TEL：096-367-9127
西区役所福祉課	TEL：096-329-5403
南区役所福祉課	TEL：096-357-4129
北区役所福祉課	TEL：096-272-1118

熊本市社会福祉協議会

地域福祉推進課	TEL：096-288-2748
中央区事務所	TEL：096-288-5081
東区事務所	TEL：096-282-8379
西区事務所	TEL：096-288-5817
南区事務所	TEL：0964-28-7030
北区事務所	TEL：096-272-1141

熊本市民生委員児童委員協議会事務局

〒860-0004
熊本市中央区新町2丁目4-27（熊本市社会福祉協議会内）
TEL：096-288-2748 FAX：096-359-1800
E-Mail：minkyo@kumamoto-city-csw.or.jp



地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員 主任児童委員



～ 支えあう 住みよい社会 地域から～



熊本市民生委員児童委員協議会



民生委員・児童委員、主任児童委員は、

皆さんが住み慣れた地域で安全に、安心して生活が送れるよう、
それぞれの担当地域でさまざまな活動を行っています。

民生委員・児童委員とは…

高齢者の訪問・見守り活動や、援助を必要とする人の相談に応じ、関係機関と連携しながら、適切な福祉サービスにつなげるための調整などを行います。

また、すべての民生委員は、児童委員を兼ねることとなっており、子どもや子育てに関する相談活動や、よりよい環境づくりに向けた取り組みなど、関係機関とともに幅広い活動を行っています。



Q どういう相談に乗ってもらえるの？

福祉に
関すること

家族の介護
福祉サービスの紹介
など

子育てに
関すること

子育ての悩み
子育てサークルへの参加
児童虐待に関すること
など

生活・健康に
関すること

生活保護・生活福祉資金
健康・医療に関する相談
など

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の皆様のこれらの相談に応じ、専門機関へ「つなぐ」役割を担っています。



主任児童委員とは…

児童福祉法に基づいて民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員で、児童虐待の防止や学校と連携した支援など、子どもや子育てに関する相談・援助を専門に担当します。



民生委員・児童委員一人ひとり 担当する区域が定められています。

国の基準により220～440世帯ごとに1人配置されており、全国23万人を超える民生委員・児童委員がそれぞれの地域で活動しています。

熊本市では、

民生委員・児童委員
約 1,400 人

うち主任児童委員
約 150 人

が委嘱を受け活動しています。

Q 相談内容は秘密にしてもらえるの？

民生委員・児童委員、主任児童委員には、秘密を守る義務が法で定められていることから、個別の相談や活動で知り得た個人の秘密は守られます。
この義務は、民生委員・児童委員、主任児童委員退任後にも及びます。(民生委員法第15条)



※次のような支援は、
民生委員・児童委員、主任児童委員が行うことはできません。

- 経済的支援（お金を貸す、食事を提供する、契約の保証人になるなど）
- 継続した日常的活動の代行（買い物、ゴミ捨て、送迎など）
- 利害得失や係争等に関わること

*直接的な支援を行うことはできませんが、関係機関へつなぐなどの支援をさせていただきます。

